

焼却炉及び最終処分場(管理・安定型、遮断型)の維持管理に関する計画と維持管理状況

1 維持管理計画

1 焼却炉(空環生482-6号)

1)施設の維持管理方法

①廃棄物の受入方法

- 自社を含む許可業者等による収集運搬。
- トラックスケールによる計量及び車上での受入物のマニフェストとの照合確認。

②施設操業時の維持管理方法。

- 廃棄物処理法規則第4条の5第1項2号の維持管理基準を遵守。
 - ・外気と遮断しながら定量ずつ連続供給投入できる油圧プッシャー式投入装置で投入
 - ・燃え殻は熱灼熱減量10%以下に焼却。
 - ・運転開始時は助燃バーナで速やかに昇温する。
 - ・運転停止時は助燃バーナで一定温度を保持し廃棄物を燃焼し尽くす。
 - ・1次・2次燃焼室等に温度計を設置し連続記録する。
 - ・バグフィルター入口温度を200℃以下にするため熱交換器を設置。
 - ・2次燃焼室・熱交換器・サイクロン・バグフィルターでの集塵した、ばいじんは除去し自社最終処分場で埋立処分する。
 - ・煙突部にCO計・HCL計を設置しCO濃度基準値以下に抑制し、安定燃焼管理を行う。測定値は連続記録とする。
 - ・排ガス中のダイオキシン類濃度を5ng-TEQ/m³以下で安定燃焼を行う。
 - ・火災の発生に備え、防火用水池・消火器の日常点検を徹底する。また、防火管理者による防火訓練の実施。

③施設整備・点検頻度

- 冷却水給水系統・油圧系統・空気系統及び投入機・1次、2次燃焼室・熱交換器・サイクロン・バグフィルター・送風機・排風機について毎日点検・月次点検を点検表に基づき実施。
- 排ガス測定のコ計及びHCL計は、毎日点検と1ヶ年精密点検を実施。
- 熱交換器煙管清掃は、2週間頻度で実施。
- 1次・2次燃焼室及び熱交換器冷却部清掃は、3ヶ月頻度で実施。
- 各機器・装置の精密点検は1ヶ年頻度で実施。(消耗部品・消耗耐火材等)
- 点検基準表の内容は省略。

④排ガスの性状の数値

検査項目	施設設計値	達成目標値	測定頻度
ばいじん(g/m ³ N)	0.14	0.15	1回/6ヶ月
硫黄酸化物(m ³ N/h)	2.85	7.00	
窒素酸化物(cm ³ /m ³ N)	233.58	250.00	
塩化水素(mg/m ³ N)	37.12	80.00	
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	3.5	5	1回/年

2)維持管理に関する記録及び閲覧方法

① 運転日報及び点検記録表を作成する。

② 閲覧場所は当社事務所内とする。

③ 閲覧内容

○ 処分した産業廃棄物の種類及び数量

○ 1次燃焼室の炉内温度

○ バグフィルター入り口温度

○ 排ガス中のCO濃度

○ 燃え殻・集塵ばいじんの数量及びその作業日

○ 排ガス中のダイオキシン類濃度

○ 排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度

3) 維持管理状況

① 処分した産業廃棄物の種類と数量(9月度)

産業廃棄物の種類	数量(t)
混合廃棄物	199
感染性廃棄物	69
廃油	1
紙くず	183
動植物性残渣	5
廃酸	
廃アルカリ	
繊維くず	94
木くず	122
ガラス・陶磁器くず	
ゴムくず	
汚泥	
一般廃棄物	93
計	766

② 温度及びCO濃度

○ 1次燃焼室の炉内温度 830℃以上

○ バグフィルター入口温度 200℃以下

○ 排ガス中のCO濃度 100ppm以下

③ 2次燃焼室ばいじんは、1週間毎に除去、熱交換器・サイクロン・バグフィルターは毎日除去。(自社管理型最終処分場にて処分)

④ ダイオキシン類濃度 0.630 ng-TEQ/m³ 測定日:平成25年7月4日

⑤ ばい煙濃度

検査項目	平成25年6月28日	平成24年7月18日
ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.01未満	0.01未満

(基準酸素濃度換算)		
硫黄酸化物排出量(m3N/h)	0.62	0.58
窒素酸化物volppm	96	100
(基準酸素濃度換算)		
塩化水素濃度(mg/m3N)	46	39
(基準酸素濃度換算)		
ばい煙量(乾き排ガス量) m3N/h	14,000	16,000

2 安定型最終処分場及び管理型最終処分場(空環生140-5号)

1) 搬入管理

- ① 搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。(場内走行速度15km/h以下)
- ② 搬入廃棄物とマニフェスト内容を照合確認する。相違があれば受入拒否。

2) 埋立管理

- ① 埋立処分場への移動に際して取付道路の整備及び搬入車両の誘導・指示を徹底する。
- ② 層状埋立を行い、十分な転圧処置を行う。
- ③ 造成重機にて能率よく安全に埋立を行う。
- ④ 廃棄物の飛散防止、悪臭防止のため散水及び覆土を適切に行う。

3) 水質検査

- ① 浸出水処理装置処理放流水・周縁モニタリング井戸・浸出水の水質を検査する。

- 浸出水処理装置処理放流水 毎日、月1回、年1回の頻度
- 周縁モニタリング井戸地下水 月1回、年1回の頻度
- 浸出水 月1回の頻度

② 水質検査項目

- 毎日検査 COD、SS、pH、電気電導度、Cl⁻
- 月次検査 COD、BOD、SS、pH、電気電導度、Cl⁻、T-N
残留塩素、大腸菌群数、ノルマルヘキサン

○ 年次検査

- ・放流水 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に準じる
- ・周縁モニタリング井戸地下水

4) 施設の管理

① 雨水集排水施設

- ・外周雨水排水路、調整池、放流口等の定期的な点検、清掃を行う。

② その他の施設

- ・取付道路、堰堤等の定期的な点検及び維持補修を行う。
- ・処分場の総括的な管理運営のための管理事務所等の維持管理を行う。

5) 第三者の立入、夜間・休日の不法投棄等を防止するため、立て看板・侵入防止柵・門扉を設け、出入口の施錠を徹底する。

6) 常勤の管理責任者を配置し、施錠の管理にあたる。また、作業従事者に対し

ては社内外の講習会等により教育を徹底する。

7) 施設の維持管理に関する点検・検査その他の記録を作成し、5年間保存する。

8) 維持管理に関する記録及び閲覧方法

- ① 処分した産業廃棄物の種類及び数量

- ②点検記録表を作成する。
- ③水質検査表を作成する。(日間、月次、年次水質検査)
- ④閲覧場所は当社事務所内とする。

○閲覧内容

- ・処分した産業廃棄物の種類及び数量
- ・点検記録表
- ・水質検査記録表

9)維持管理状況

①処分した産業廃棄物の種類及び数量(9月度)

産業廃棄物の種類	数量(t)
汚泥	9
廃プラスチック類	0
ガラスくず及び陶磁器くず	18
繊維くず	
金属くず	3
がれき類	1
燃え殻・ばいじん	60
計	92

②点検記録表

安定型最終処分場及び管理型最終処分場

点検日:9月20日(金曜日)

- | | |
|---|----|
| 1 埋立地周囲に囲いが設けられているか。 | 有り |
| 2 最終処分場であることを示す立札等があるか。 | 有り |
| 3 埋立地の外に廃棄物が飛散・流出していないか。 | 無し |
| 4 ねずみ、ハエ、その他害虫が発生しないように薬剤の散布等がこじられているか。 | 有り |
| 5 地滑り、沈下現象はないか。 | 無し |
| 6 搬入道路・管理道路は問題ないか。 | 無し |
| 7 覆土状態は問題ないか。 | 無い |
| 8 廃棄物流出防止の堰堤の損壊はないか。 | 無し |
| 9 遮水シートの破れはないか。 | 無し |
| 10 浸透水の排出に問題がないか。 | 無し |
| 11 地表水の流出防止の側溝に夾雑物等が溜まっているかないか。 | 無し |
| 12 通気パイプの排気に問題はないか。 | 無い |
| 13 集水マンホールは地上面から出ているか。 | 有り |
| 14 浸出水の移送揚水ポンプに異常はないか。 | 無い |

③月次水質検査記録表(採水日:9月25日)

採取場所	COD mg/l	BOD mg/l	pH	SS mg/l	Cl- mg/l	T-N mg/l	残留塩素 mg/l	大腸菌群数 個/cm3	電気電導度 S/m	ルマルヘキサン mg/l
浸出水処理装置処理放流水	16	2	7.8	11	-	29	+	検出されず	0.53	検出されず

周縁モニタリング井戸地下水 上流	-	1	5.9	-	14	-	-	-	0.006	検出されず
周縁モニタリング井戸地下水 下流	-	2	5.4	-	111	-	-	-	0.083	検出されず
浸出水	48	180	6.4	24	-	51	-	-	-	検出されず

④年次水質検査記録表

採取場所		上流観測井戸	下流観測井戸
採取日		平成24年9月18日	平成24年9月20日
カドミウム(Cd)	mg/l	0.001未満	0.001未満
全シアン(CN)	mg/l	0.1未満	0.1未満
鉛(Pb)	mg/l	0.001未満	0.002
六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/l	0.04未満	0.04未満
砒素(As)	mg/l	0.001未満	0.001
総水銀(T-Hg)	mg/l	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀(R-Hg)	mg/l	0.0005未満	0.0005未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.0005未満	0.0005未満
トリクロロエチレン	mg/l	0.003未満	0.003未満
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.001未満
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.01未満	0.01未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001未満
セレン(Se)	mg/l	0.001未満	0.001未満
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.11	0.031
採水日		平成24年9月24日	平成24年9月24日

採水場所	放流水
採水日	平成24年9月20日
水素イオン濃度(pH)	7.8 (25℃)
浮遊物質(SS)	mg/l 17
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l 1.0
化学的酸素要求量(COD _{Mn})	mg/l 16
ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/l 1未満
ルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍物油)	mg/l 1未満

フェノール類	mg/l	0.1未満
銅(Cu)	mg/l	0.01
亜鉛(Zn)	mg/l	0.08
溶解性鉄(S-Fe)	mg/l	0.05未満
溶解性マンガン(S-Mn)	mg/l	0.01未満
全クロム(T-Cr)	mg/l	0.05未満
大腸菌群数(個/cm ³)		26
全窒素(T-N)	mg/l	25.3
全リン(T-P)	mg/l	0.23
カドミウム(Cd)	mg/l	0.001未満
全シアン(CN)	mg/l	0.1未満
有機リン(O-P)	mg/l	0.1未満
鉛(Pb)	mg/l	0.002
六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/l	0.04未満
砒素(As)	mg/l	0.001
総水銀(T-Hg)	mg/l	0.0005未満
アルキル水銀(R-Hg)	mg/l	0.0005未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.0005未満
トリクロロエチレン	mg/l	0.003未満
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満
1,1,1-トリクロロエチレン	mg/l	0.01未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満
チウラム	mg/l	0.0006未満
シマジン	mg/l	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満
ベンゼン	mg/l	0.001未満
セレン(Se)	mg/l	0.001未満
ホウ素(B)	mg/l	0.9
フッ素(F)	mg/l	0.95
アンモニア・アンモニウム化合物	mg/l	24.9
亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	4.5
採水日		平成24年9月24日

3 遮断型最終処分場(衛施第10-48号)

1) 搬入管理

- ① 搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。(場内走行速度15km/h以下)
- ② 搬入廃棄物とマニフェスト内容を照合確認する。相違があれば受入拒否。

2) 埋立管理

- ① 埋立処分場への移動に際して取付道路の整備及び搬入車両の誘導・指示

を徹底する。

- ②層状埋立を行い、十分な転圧処置を行う。
- ③造成重機にて能率よく安全に埋立を行う。
- ④廃棄物の飛散防止、悪臭防止のため散水及び覆土を適切に行う。

3)水質検査

①周縁モニタリング井戸の水質を検査する。

○周縁モニタリング井戸地下水

月1回、年1回の頻度

残留塩素、大腸菌群数、ノルマルヘキサン

○年次検査

・放流水

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物

・周縁モニタリング井戸地下水

の最終処分場に係る技術上の基準を定める

省令に準じる

4)施設の管理

①雨水集排水施設

・外周雨水排水路の定期的な点検、清掃を行う。

②その他の施設

・取付道路、堰堤等の定期的な点検及び維持補修を行う。

・処分場の総括的な管理運営のための管理事務所等の維持管理を行う。

5)第三者の立入、夜間・休日の不法投棄等を防止するため、立て看板・侵入

防止柵・門扉を設け、出入口の施錠を徹底する。

6)常勤の管理責任者を配置し、施錠の管理にあたる。また、作業従事者に対し

ては社内外の講習会等により教育を徹底する。

7)施設の維持管理に関する点検・検査その他の記録を作成し、5年間保存する。

8)維持管理に関する記録及び閲覧方法

①処分した産業廃棄物の種類及び数量

②点検記録表を作成する。

③水質検査表を作成する。(日間、月次、年次水質検査)

④閲覧場所は当社事務所内とする。

○閲覧内容

・処分した産業廃棄物の種類及び数量

・点検記録表

・水質検査記録表

9)維持管理状況

①処分した産業廃棄物の種類及び数量(9月度)

埋立無し

産業廃棄物の種類	数量(t)
汚泥	

廃プラスチック類	
ガラスくず及び陶磁器くず	
ガラスくず及び陶磁器くず(石綿含有物)	
金属くず	
燃え殻・ばいじん	
計	0

②点検記録表

遮断型最終処分場

点検日:9月20日(金曜日)

- | | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 埋立地周囲に囲いが設けられているか。 | 有り |
| 2 | 最終処分場であることを示す立札等があるか。 | 有り |
| 3 | 埋立地の外に廃棄物が飛散・流出していないか。 | 無し |
| 4 | ねずみ、ハエ、その他害虫が発生しないように薬剤の散布等がこじられているか。 | 有り |
| 5 | 施設に破損、浸出の恐れはないか。 | 無し |
| 6 | 埋立地に雨水は入っていないか。 | 無し |
| 7 | 搬入道路、管理道路に問題はないか。 | 無し |
| 8 | 地表水の流出防止の側溝に夾雑物等が溜まっているかないか。 | 無し |